

企業の皆さまへ
ドナー休暇制度
導入のご案内



日本骨髄バンク

- CHAPTER.01 ドナーのための休暇制度をご存知ですか
- CHAPTER.02 なぜ病気の治療にはドナーが必要なのでしょう
- CHAPTER.03 ドナーになって造血幹細胞を提供するには
- CHAPTER.04 命を救うためにできること

公益財団法人日本骨髄バンク

<https://www.jmdp.or.jp>

なぜ病気の 治療にはドナーが 必要なのでしょう



白血病などの治療には造血幹細胞移植が不可欠です

白血病や悪性リンパ腫等の病気の治療には、抗がん剤を用いた治療（化学療法）がまず行われます。しかし、化学療法だけでこれらの病気を根治出来る患者さんは限られており、さらに強力な治療である造血幹細胞移植が必要とされています。

例：標準的な白血病の治療の流れ



日本骨髄バンクの造血幹細胞移植は、健康な方（ドナー）に提供して頂いた骨髄や血液中の細胞（造血幹細胞）を患者さんに輸注する治療法です。

骨髄移植

ドナーに全身麻酔をして注射器で骨髄液を吸引し、腸骨（腰の骨）から採取した骨髄液を患者さんに点滴で注入する治療法です。

末梢血幹細胞移植

白血球を増やす薬（G-CSF）を採取前の3～4日間、連日注射し造血幹細胞が増えたところで、血液成分を分離する機器を使い造血幹細胞を採取し、骨髄移植と同様の方法（点滴）で患者さんへ注入します。

現在、年間で約2,000人以上の患者さんが造血幹細胞移植を必要としており、そのうち約1,300人の患者さんが日本骨髄バンクを介して血のつながっていない方（非血縁ドナー）から造血幹細胞移植を行っています。

ドナーになって 造血幹細胞を 提供するには

ドナーは、患者さんの命を救うボランティアです

ドナーには、ボランティアとして無償で造血幹細胞を提供していただいています。

※ 提供に要する検査・入院費や交通費などは、日本骨髄バンクや患者さん本人が負担します。
現在、約50万人以上の方が、日本骨髄バンクに登録して下さっており、造血幹細胞移植が必要となった患者さんは、その中から、自分に医学的に合う方を数名選択します。その上で、健康上問題無く、提供に同意して下さった、1名をドナーとして、実際に造血幹細胞の提供を受けます。

ドナーにとっては、この一連の提供に関して医療機関の外来受診・入院のために合計10日程度を要します。

標準的な提供の流れ



命を 救うために できること

ドナーを辞退される方が多くいらっしゃいます

ドナーから造血幹細胞を提供してもらおうと考えている患者さんは、年間に2000人以上いらっしゃいます。多くの患者さんは、自分に適合するドナー候補者を見つけることができますが、患者さんに選ばれたドナー候補者の6割は、ご自身の理由で提供を辞退しています。

辞退した理由の中で多いものとして、

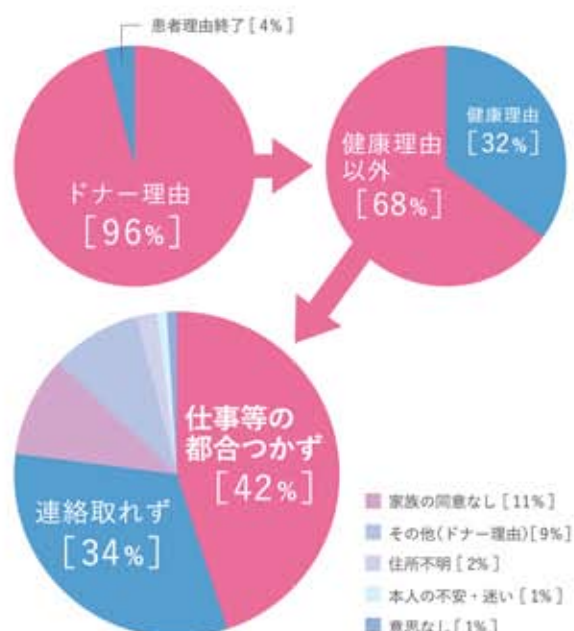
「仕事への影響があると思うため」

「仕事の都合がつかなかったため」

が挙げられます。

ドナーは提供に関して、4～6回の外来受診と、骨髄提供の場合4日程度の入院、末梢血幹細胞提供の場合7日程度の入院が必要になります。長期の休暇が必要になることから、上司や同僚の目が気になる、会社の理解が得られなかった、などの理由のため、提供を辞退されています。

・ドナーコーディネーター終了理由別件数(日本骨髄バンク2018年度実績)



ドナー休暇制度で患者さんの命を救うことができます

日本骨髄バンクでは、ドナーになって造血幹細胞を提供するために必要な外来受診や入院のために取得する休暇を、有給休暇ではなく、特別休暇の一つとして認めていただくことを、企業の皆様をお願いしています。それが「ドナー休暇制度」です。勤務先に「ドナー休暇制度」があり、職場が造血幹細胞を提供しやすい環境であることは、ドナーにとって、心理的・肉体的な負担の大きな軽減になります。そして、造血幹細胞の提供がスムーズに行われるようになれば、多くの患者さんの命を助けることにつながり、社会的にも大きな意義があります。

ドナー
休暇制度の
実際

- ・全国で381の企業・団体に導入されています(2019年7月現在)。
- ・実際に導入されている企業の多くは、10日程度の日数を特別休暇として認めていただいています。(具体例は次項)

ドナー休暇制度の具体的な例

例：国家公務員

人事院規則 15114（職員の勤務時間、休日及び休暇）第五章（休暇）

第二十二條（特別休暇）第一項第三号

職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき必要と認められる期間

例：公益財団法人日本骨髄バンク（骨髄等提供休暇）

第32条

職員又はその家族が骨髄バンクを介した骨髄又は末梢血幹細胞提供等を行う場合に、以下の各号のいずれかに該当し、当該職員から休暇の申し出があった場合は、必要な特別休暇を与える。

- (1) 職員が骨髄バンクにドナー登録するとき
 - (2) 職員がドナー候補者又は提供ドナーとして選ばれ、面談、検査又は入院等を行うとき
 - (3) 職員の家族がドナー候補者として選ばれ、当該職員が最終同意面談に出席するとき
 - (4) 職員の家族が提供ドナーとして選ばれ、当該職員が採取施設にて採取時の待機を行うとき
- 2 職員の家族とは、原則として職員の配偶者、父母、子又は同居の親族をいう。
- 3 第1項第3号においては、最終同意面談を行うドナー候補者にとって、当該職員が家族の代表として署名をする立場にある出席者に該当することを要件とする。同第4号において該当する職員が複数名いる場合は、休暇を付与する職員は1名とする。
- 4 付与する骨髄等提供休暇は、本法人の発行する証明書又は予定通知等に記載された日程とし、登録、面談、検査、入院等又は待機にそれぞれ必要な日数又は時間とする。

※企業A 特別休暇

ドナーとなり、骨髄液の提供等に伴う通院や入院等が必要となる場合は、原則10日を限度とし、その必要な日数を有給の休暇として与える。ただし、総務人事部長が必要と認める場合には、この日数を延長することがある

※企業B 特別有給休暇

社員が、次の事由に該当するときは、所属長の許可を受け、特別有給休暇を取ることができる
ドナー登録している社員が、ドナーに選ばれ、骨髄移植等に必要な検査・入院するとき

ドナー休暇制度導入の制定について

特別休暇は会社のルールで定めて導入願います。

1. 就業規則に当該特別休暇の内容を制定
2. 従業員に周知
3. 労働基準監督署に届け出

よくある質問

Q：制度は「ドナー休暇制度」として就業規則に定めなければならないのか？

A：骨髄ドナーが造血幹細胞の提供のために必要な休暇を、ご自身の有給休暇として取得するのではなく、特別休暇として取得できるよう、就業規則で認めていただければと考えています。そのため、既に同様の特別休暇がございましたら、その枠内で認めて頂ければ幸いです。

導入事例紹介 日本光電工業株式会社 事例

日本光電工業株式会社(本社・東京)は2015年8月にドナー休暇制度を導入しました。同社は国内外に拠点や工場を有し、社員数約5,000人を数える医療機器メーカーです。当時、人事部長として同制度導入に関わった平田茂 上席執行役員経理部長とドナー休暇制度を利用し骨髄を提供した従業員の方に話を聞きました。

「きっかけは骨髄バンクから届いたドナー休暇制度の導入を要請する文書でした。当社の経営理念とも合致していたので検討を始めました」。同年11月には、骨髄バンクを介して移植を受け、元気になった移植提供者の講演会を開催。「制度を作っただけではなく、社員の骨髄バンクの理解を育成したかった」さらに、翌2016年の新入社員研修プログラムで骨髄バンク講演会を実施。「講演を通じて若年ドナーの登録が緊急課題と知り、これは若い人に伝え、真剣に取り組むべきと感じました」。新人研修での講演は2017年も開催されました。同社は本社や工場で行なっていた献血会に合わせてドナー登録会も開催しています。「社員のドナー登録が増え、ドナー休暇を利用して提供者が増えたらと思っています」。



平田 茂 さん

ドナー休暇制度を利用して骨髄提供したのが日本光電富岡株式会社のAさんです。「提供に迷いはなかったのですが、休める環境があったから提供できたと思います」と当時を思い出すAさん。有給休暇等の休みがとりやすい会社ですが、さらに上司や同僚もAさんを快く送り出してくれたと言います。「上司に適合したことを報告した時、“すごいね”と言われました」ドナー休暇制度があるからとはいえ、極力、職場に迷惑がかからないように調整したそうです。「コーディネーターさんに月末の予定は避けてもらいました。会社が休みやすい環境を作ってくれないと、ドナーはなかなか提供できないと実感しています」。



従業員 A さん

制度の導入をお考えの方へ

公益財団法人日本骨髄バンクでは、より導入しやすい環境作りのため、専任の職員を貴社へ派遣し、ドナー休暇制度導入に向けて詳しいご説明をさせていただいております。導入をご検討いただける場合は、日本骨髄バンクの窓口までご連絡ください。

公益財団法人日本骨髄バンク

広報渉外部

ドナー休暇制度導入担当まで

電話：03-5280-8111(平日 9:00-17:30)



骨髄バンク事業について

日本では「骨髄バンク事業」が1992年から開始され、これまでに多くの患者さんを救う実績をあげています。しかし、日本の骨髄バンクで骨髄移植や末梢血幹細胞移植を必要とする患者さんは、毎年少なくとも2,000人以上です。一人でも多くの患者さんを救うためには、一人でも多くのドナー登録が必要です。ドナーを待つ患者さんにとっては、多くの人のドナー登録が、大きな希望になります。詳しくは、「公益財団法人日本骨髄バンク」のホームページをご覧ください。

また、ドナー登録をご検討の方は、骨髄・末梢血幹細胞をご提供いただくにあたっての関連事項に関する説明書として「ドナー登録のしおり(チャンス)」があります。骨髄バンクの概要、骨髄移植・末梢血幹細胞移植の基礎知識、ドナー登録の流れ等が掲載されていますので、ご参照ください。

骨髄バンクに関するご質問・お問い合わせは



日本骨髄バンクでは、ドナー休暇制度導入の普及促進をおこなっています。制度を導入している企業の一覧をリンク付きで公表しています。掲載費用等は一切かかりませんので、ドナー休暇制度を導入されている企業のご担当者様はこちらの掲載もご検討ください。これまで日本骨髄バンクで確認が取れ、掲載の許可を得ているドナー休暇制度導入企業・団体は381社です(2019年7月現在。ボランティア休暇など提供に関わる特別休暇を認めている企業・団体を含みます)。

掲載URL：https://www.jmdp.or.jp/help_us/support/post_81.html

**ドナー休暇制度を導入した際のご連絡、
各種お問い合わせは下記までお願いいたします。**

公益財団法人日本骨髄バンク 広報渉外部
ドナー休暇制度導入担当まで 電話：03-5280-8111(平日 9:00-17:30)

〈発行者〉
公益財団法人日本骨髄バンク

〒101-0054
東京都千代田区神田錦町3丁目19番地
廣瀬第2ビル7F
TEL.03-5280-8111(代表) FAX.03-5280-0101

協力：全国ドナー休暇制度推進連絡協議会

ドナー体験した方の声などをお伝えしています。
日本骨髄バンクスペシャルサイト
教えて骨髄バン子ちゃん

<https://www.jmdp-donor-special.jp/>